

再公示：次の案件については、3月8日に公示しましたが、契約交渉相手方を特定するに至らなかったため、再公示します。

番号：170043

国名：全世界

担当：地球環境部環境管理グループ環境管理第二チーム

案件名：廃棄物管理事業支援アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：廃棄物管理事業支援業務
- (2) 格付：2号
- (3) 業務の種類：その他

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年6月上旬から2018年5月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 3.15M/M、現地 3.17M/M、合計 6.32M/M
- (3) 業務日数：

国内作業	現地業務
63日	95日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：5月10日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)>

業務実施契約(単独型) 公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA

本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年5月26日(金)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務	廃棄物管理分野に係る各種業務
対象国／類似地域	全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本業務に参加する法人及び個人は、別の表に記載の案件の本体事業への参加を認めません。

(2) 必要予防接種：なし

6. 業務概要

(1) 背景

JICAでは、開発途上国の廃棄物管理分野における開発目標の達成を支援するため、技術協力・有償資金協力・無償資金協力を実施している。現地の開発課題の解決に資する協力の案件形成から実施中の事業監理/モニタリング、事業評価まで、一連のプロジェクトマネジメントを行っている。施設・機材の整備を中心とした有償資金協力及び無償資金協力においては、施設規模や機材選定の妥当性、事業内容・事業計画等の業務を行っている。これら案件の監理には、廃棄物分野の技術的、法制度的、財政的等の知識・経験が求められる。

7. 業務の内容

本業務従事者は、JICA地球環境部に対して、別添記載の廃棄物管理分野の開発途上国支援事業にかかる案件形成、実施監理、事業評価において、高い技術的専門性に基づく技術支援を行うと共に、途上国側カウンターパート機関に対して助言を行う。

具体的には以下の業務を行う。業務対象案件毎の現地業務スケジュール（目安）と現地及び国内での主な業務内容を別添に示す。なお、これら対象案件の進捗より業務内容と時期は変更となることがあり、適宜JICAと協議の上、業務を行う。

(1) 国内業務

1) 案件形成・案件立上げ

ア. 要請のあった案件及び正式要請前の案件に関し、その内容を精査し、技術面において案件実施の必要性・妥当性、有効性、効率性を検討し、コメント・助言を行う。

イ. 情報収集・確認調査、詳細計画策定調査、協力準備調査にかかる対処方針資料に対し、技術的観点においてコメント・助言を行う。コメント・助言に必要な資料を作成する。

ウ. 資金協力案件（有償・無償）においては、協力準備調査の調査項目、コンサルタント要員配置計画、調査費用の積算に関してもコメント・助言を行う。

エ. 民間連携・草の根技術協力事業・SATREPS等の提案型事業においては、プロポーザルの内容を精査し、技術的観点においてコメント・助言を行う。コメント・助言に必要な資料を作成する。

2) 実施中案件の監理・モニタリング

ア. 各案件の専門家より提出のある各種報告書に対し、技術的観点においてJICAにコメント・助言を行う。

イ. 専門家との打合せやその他関係者を含む各種会合に参加し、技術的観点よりJICAにコメント・助言を行う。コメント・助言に必要な資料を作成する。

3) 事業評価

ア. 実施中案件の中間段階、終了段階、或いは案件終了後の事後評価実施段階において、評価調査にかかる対処方針資料及び各種報告書に対して技術的観点よりコメント・助言を行う。

イ. また、これら評価業務にかかる各種会合に参加し、技術的観点よりコメント・助言を行う。コメント・助言に必要な資料を作成する。

(2) 現地業務

1) 案件形成・案件立上げ

ア. 情報収集・確認調査、協力準備調査、詳細計画策定調査に参加する。案件要請のあった途上国政府側関係者との協議への参加、現場視察を通じて、技術的観点よりコメント・助言を行う。

イ. 先方政府カウンターパート機関のメンバーに対して助言を行う
ウ. また、必要に応じてコメント・助言に必要な資料を作成する。

2) 実施中案件の監理・技術指導・事業評価

ア. 中間・終了時の評価調査、運営指導調査に参加する。評価調査にかかる各種報告書に対して技術的観点よりコメント・助言を行う。

3) 現地業務後

ア. 現地業務を行った案件毎に現地調査報告書を作成し、JICAへ報告・提出する。

(3) 廃棄物管理分野の課題対応能力支援業務

1) JICA廃棄物タスクの活動として、定期勉強会/セミナー、現場視察、廃棄物管理事業に係る執務参考資料等の作成を行っている。廃棄物管理に関するテーマの勉強会/セミナー或いは見学会の企画や廃棄物タスクの活動や成果品に対する技術的助言・サポートを行う。

2) また、廃棄物管理分野の協力事業に係る執務参考資料として、協力方針や戦略ペーパーの作成支援を行い、内容の専門的な解説を勉強会を開いて行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は「(3) 業務完了報告書」とする。

(1) 月次活動報告書 (A4、1ページ程度：毎月提出)

(2) 現地業務報告書 (A4、1ページ程度：現地業務の結果を現地業務毎にその都度提出)

(3) 業務完了報告書 (A4、5ページ程度：2018年3月に全体活動の総括報告書を提出)

上記(1)～(3)については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

現地業務にかかる航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、JICAから別途支給します(見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載ください)。

(2) 人件費単価

本業務における人件費単価は、2017年度単価を上限とします。

https://www.jica.go.jp/announce/information/20170220_02.html

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務量目安

目安として別添の通り。但し、各案件の進捗により変更となる可能性があります。現地業務の日程は業務従事者とJICA地球環境部が協議の上、現地業務時期・期間を設定します。

② 現地での業務体制

本業務従事者の現地派遣に際しては、JICAによる調査団メンバーとして派遣する。

③ 便宜供与内容

JICAによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供
- エ) 現地日程のアレンジ
現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ
- オ) 通訳備上
通訳の提供あり
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

別添記載の対象案件に係る案件概要は、JICAホームページをご参照。

(3) その他

- 1) 本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとします。

- 2) 業務実施契約（単独）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度です。複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- 3) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA現地事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- 4) 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上

別添：廃棄物管理事業支援アドバイザーによる指導・助言の対象案件と業務量

別添：廃棄物管理事業支援アドバイザーによる業務対象案件毎の現地業務スケジュール（目安）と現地及び国内での主な業務内容

国名	案件名等	スキーム	現地業務の時期と期間、MM（日数÷30）	現地における主な業務内容（【】内はステータス）	国内業務日数及びMM（日数÷20）	国内における主な業務内容
ケニア	ナイロビカウンティ廃棄物管理能力向上プロジェクトフェーズ2	有償付帯技プロ	7月14日間	用地選定に係る基礎調査の実施と共に、CPに対する技術的な指導・助言。【※案件形成・立上げ業務】	第2四半期6日間	用地選定に係る基礎調査レポートへのコメント
大洋州	大洋州地域廃棄物管理改善支援プロジェクト（フェーズ2）	技術協力プロジェクト	① 7月中旬10日間 ② 11月10日間	① ステアリングコミッティー参加を通じた指導、助言 ② 3Rフォーラム参加（大洋州廃棄物分野の取組み発表、情報収集）【※案件実施中】	随時 合計16日間	① ステアリングコミッティーの運営に係る助言 ② J-PRISM詳細計画（各国PDM）に係る助言 ③ 3R+リターンの進め方に係る助言
フィリピン	廃棄物管理モニタリング能力強化プロジェクト	技術協力プロジェクト	10月上旬10日間	案件立ち上げ時の運営指導調査に参团し、プロジェクトフレームワークに係る先方との協議において必要な助言等を行う。【※案件形成・立上げ業務】	第3四半期6日間	① 運営指導調査に係る事前対処方針案に対する助言と方針会議出席 ② 進捗報告会出席と同報告書に対するコメント・助言 ③ その他プロジェクト監理に係る助言、等
マレーシア	マレーシアにおけるE-waste管理制度構築支援プロジェクト	技術協力プロジェクト	11月上旬10日間	終了時の運営指導調査に参团し、プロジェクトの進捗・成果の評価や終了後の展開等につき必要な助言等を行う。【※事業評価業務】	第3四半期6日間	① 運営指導調査に係る事前対処方針案に対する助言と方針会議出席 ② 進捗報告会出席と同報告書に対するコメント・助言 ③ その他プロジェクト監理に係る助言、等
インドネシア	スラバヤ都市圏における廃棄物広域管理計画調査プロジェクト	技術協力プロジェクト	9月中旬9日間	案件立ち上げ時の運営指導調査に参团し、プロジェクトフレームワークに係る先方との協議において必要な助言等を行う。【※案件形成・立上げ業務】	第3四半期6日間	① 運営指導調査に係る事前対処方針案に対する助言と方針会議出席 ② 進捗報告会出席と同報告書に対するコメント・助言 ③ その他プロジェクト監理に係る助言等
ベトナム	都市廃棄物総合管理能力向上プロジェクト	技術協力プロジェクト	8月中旬12日間	終了時評価調査に参团し、技術面から指導・助言。【※案件の実施中及び事業評価時業務】	第2四半期5日間	① 進捗報告会出席と同報告書に対するコメント・助言 ② その他事業監理に係る助言、等
ナイジェリア	連邦首都区統合的廃棄物管理プロジェクト	技プロ	-	-	6月～11月6日間	調査に係る対処方針案への助言、方針会議出席等
全世界	その他、新規事業及び提案型事業案件	-	①8月頃10日間 ②11月頃10日間	新規案件形成の調査団に参加し、協力内容についての助言（案件形成・案件立上げに係る業務）、技術的妥当性の検討を行う。	① 上半期 6日間 ② 下半期 6日間	協力内容についての助言（案件形成・案件立上げに係る業務）、技術的妥当性の検討、提案型事業案件への助言
全世界	KMN 廃棄物タスクに関する業務	その他	-	-	5日間	廃棄物タスク業務、勉強会講師
合計			3.17MM（計95日間）		3.15 MM（計63日間）	

総合計： 6.32 MM